

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1 地域福祉計画のねらい

### 1 地域福祉の必要性

近年、私たちの地域社会を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化、価値観や生活様式の多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた助けあいや支えあいなどの機能が低下し、地域住民同士のつながりが希薄になってきています。

新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人との交流の場が制限され、地域活動が収縮・停滞したことでより一層深刻さを増しています。

また、子どもや障がい者などに対する虐待、ひきこもり、高齢者・生活困窮者の孤独死、犯罪の巧妙化など地域福祉をめぐる課題は複雑化・深刻化しています。生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、適切な支援に結びつかないといったケースも増加しており、これらの課題解決へ向けた取組が求められています。

こうした中で、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況になっていることから、地域における住民相互の助けあいや支えあいがますます重要な課題になっています。

地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「※1地域共生社会」の実現が求められています。

また、個人や家族で抱える複合的課題への包括的な支援を行っていくため、関係機関との協働体制の構築が重要になっています。

本市では、多様な取組を計画的に進めていくとともに、地域福祉の新たな※2ニーズに対応するため、成年後見制度の利用の促進に関する計画と、再犯の防止等の推進に関する計画を整備していきます。

福祉・介護・保健・医療などが連携・協力し、その人らしい生活を送ることができるよう地域福祉体制の構築に向けて取り組み、子どもから高齢者まですべての住民同士が助けあい、支えあいながら暮らせるまちづくりを実現させるため『第5期伊達市地域福祉計画』を策定いたします。

※1 地域共生社会：誰もが住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし、共に支えあう社会のこと。

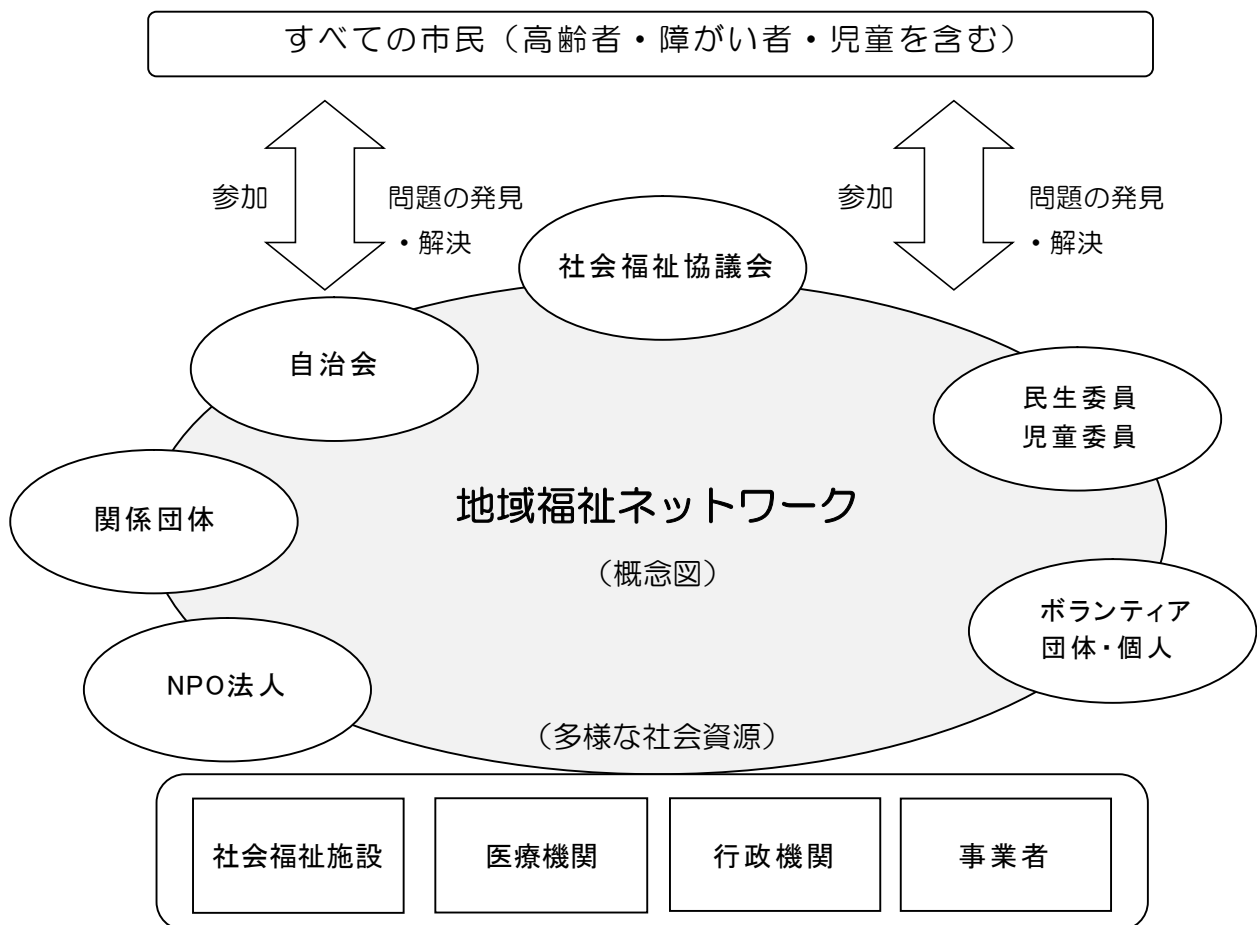
※2 ニーズ：要求、必要、需要

## 2 地域福祉とは

「地域福祉」とは…

市民の積極的な参加のもとで、  
行政、自治会、社会福祉協議会、事業者、※1 ボランティア・※2 NPO など  
地域の中で多様な主体が相互に協力しあい、  
全ての人々が地域社会の一員として、尊厳をもって地域で暮らして  
いけるように自らの地域の個性ある福祉をつくり上げること。

地域福祉を推進する基本的な考え方は、住み慣れた地域や家庭の中で、安心して  
その人らしい自立した生活を営むことができるようにお互いの生活上の課題を認識し、  
より一層のコミュニティを発展させ、共に生きる社会づくりを進めることです。



※1 ボランティア：自主的に社会事業などに参画し、奉仕活動をする人

※2 NPO：政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。特定非営利活動法人・非営利団体などを指す。

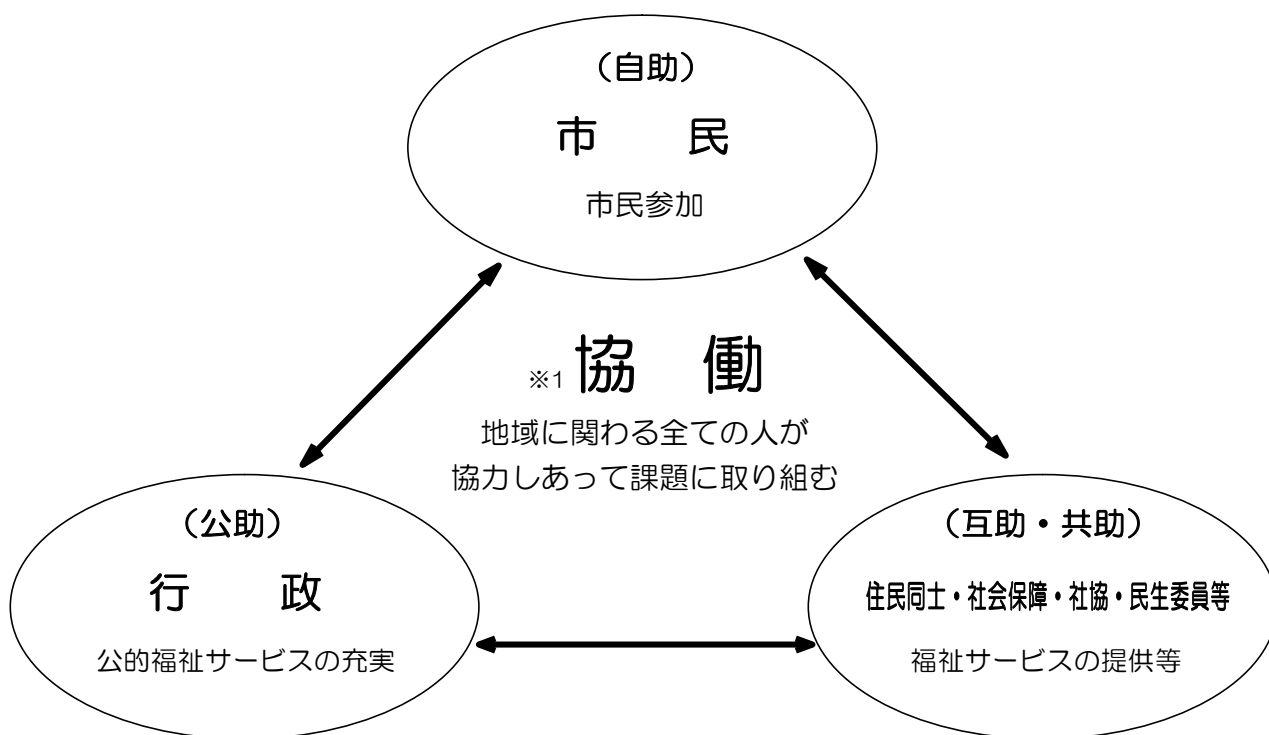
## ○自助・互助・共助・公助のバランス

地域福祉を推進するためには、行政だけでなく、市民や団体、事業者もそれぞれの役割を果たしながら連携することが大切です。

市民の身近な地域に基盤をおいて、自らの力や家族の力で問題解決を図る「自助」、住民同士の支えあい・助けあいといった「互助」、社会保障や介護保険サービスなどで支えあう「共助」、行政による公的な支援や福祉サービスを提供する「公助」が必要になることから、「自助・互助・共助・公助」を重層的に組み合わせた取組を推進することが重要です。

また、「互助」「共助」も相互的に支えあっているという観点で共通しており、一体性があると考えられるため、「互助・共助」と記載することとします。

### ▷▷▷ 地域福祉のイメージ ◁◁◁



※1 協働：複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

## 第2 計画の位置づけ

### 1 法に基づく地域福祉の推進

本計画は、\*1)社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画で、地域福祉を総合的に推進するための基本理念や基本目標を定めるものです。

### 2 各計画との関係

本計画は、「第7次伊達市総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、基本理念や基本目標、今後の取組方策を示したものです。

総合計画に掲げる本市の将来像“みんなが豊かさを感じられる市民幸福度最高のまち”を推進するため、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代など福祉分野において策定している個別計画の上位計画として位置づけます。

また、本計画は、\*2)成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「市町村成年後見制度利用促進計画」と、\*3)再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しており、地域福祉と連動させて推進していくものです。

#### \*1)【社会福祉法（抜すい）】

（市町村地域福祉計画）（平成30年4月施行）

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※2) 【成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜すい）】

（市町村の講ずる措置）（平成28年5月施行）

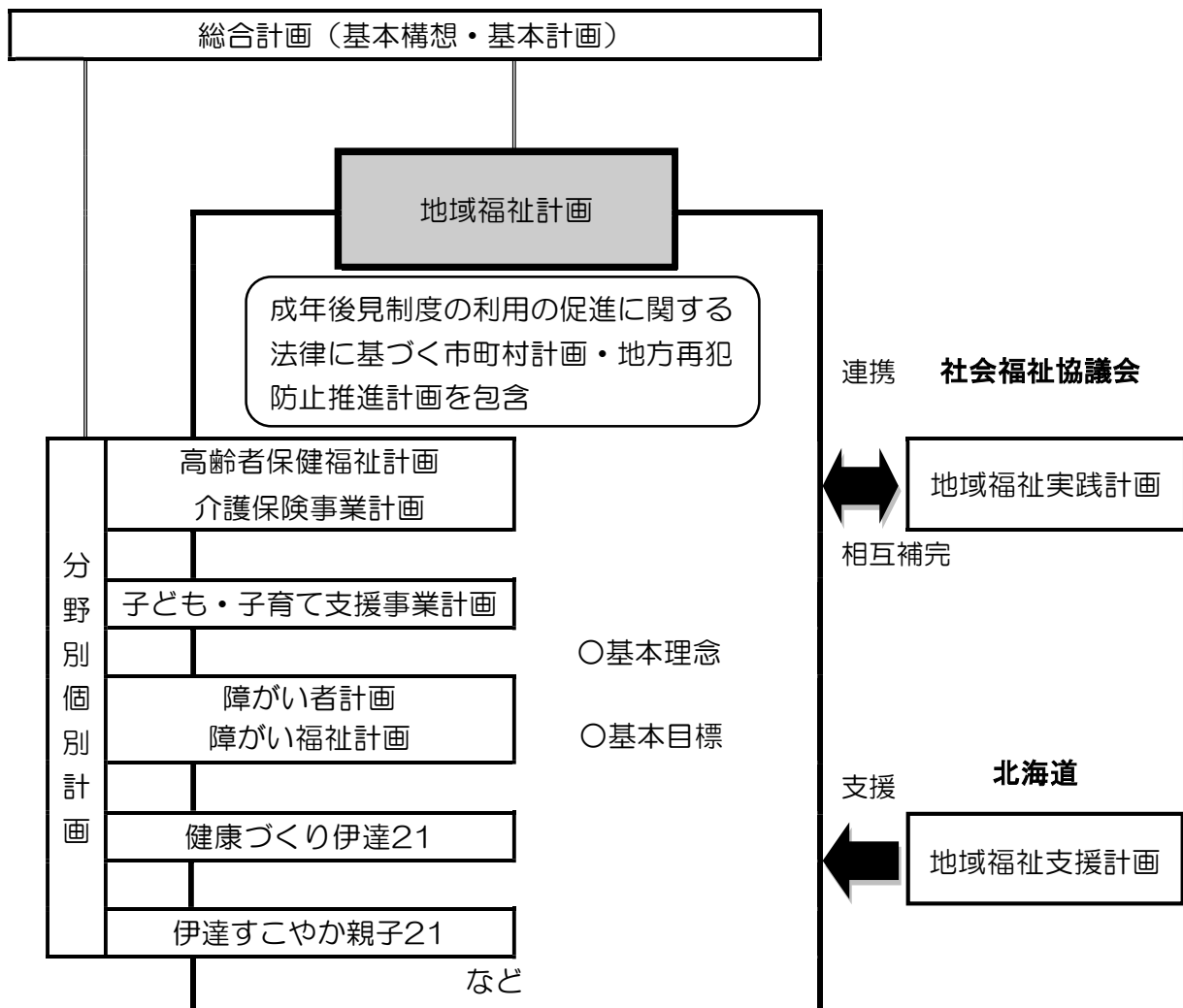
第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

※3) 【再犯の防止等の推進に関する法律（抜すい）】

（地方再犯防止推進計画）（平成28年12月施行）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

▷▷▷ 地域福祉計画の位置づけ ◁◁◁



○ 保健福祉分野の個別計画

区分	計画の呼称	計画期間	根拠法	担当部署
法定計画	伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期計画）	2024～2026 （3か年）	老人福祉法 介護保険法	高齢福祉課
	第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画	2020～2024 （5か年）	子ども・子育て支援法	子育て支援課
	第4期伊達市障がい者計画	2024～2028 （5か年）	障害者基本法	社会福祉課
	第7期伊達市障がい福祉計画	2024～2026 （3か年）	障害者総合支援法	社会福祉課
	第3次健康づくり伊達21	2024～2035 （12か年）	健康増進法	健康推進課
	第2次伊達すこやか親子21	2016～2024 （9か年）	母子保健法（関連法令）	健康推進課

① 社会福祉協議会「地域福祉実践計画」との連携

「地域福祉実践計画」は、地域福祉の推進に中心的な役割を担う社会福祉協議会が、地域住民や福祉団体、関係機関などと協働し、地域共生社会の実現に向けて具体的な事業や運営方針を定めた計画です。

伊達市社会福祉協議会では現在、「第6期地域福祉実践計画」を策定しており、計画期間は2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までの4年間となっています。

本計画は社会福祉協議会と※1 協調・連携しながら「地域福祉実践計画」と一体的に推進していきます。

② 北海道「地域福祉支援計画」との関係

北海道が策定する「地域福祉支援計画」は、社会福祉法第108条の「都道府県地域福祉支援計画」として規定されており、各市町村の地域福祉計画が達成されるために、広域的な観点から、地域福祉の推進の支援に関する事項を一体的に定めた計画です。

計画期間は2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間となっています。

本計画は「地域福祉支援計画」を※2 指標にしなが、策定を取り進めていきます。

※1 協調：立場などの異なるもの同士がお互いに協力し助けあうこと。

※2 指標：状況を判断する際や、物事を評価する際に基準となる目印のこと。

### 第3 計画の期間

本計画は、2024年度から2028年度までの5か年計画とします。  
国や道の動向、社会情勢、福祉関連制度の改正、市民のニーズの変化など必要に応じて計画の見直しを進めることとします。

